

・疑ったらまず市町村・児童相談所に電話で連絡をお願いします

虐待との確信が持てないからと見逃したり、医療機関だけで判断するのは危険です。家庭環境の調査・関係者からの聞き取りなどを行い、虐待の有無を最終的に判断するのは児童相談所です。児童相談所は夜間・休日でも緊急受付可能です。

通告する前に保護者の承諾を得る必要はありません。しかし明らかに不自然な病状の場合や親が加害を認めている場合(しつけの名目であっても)は、法律に基づいて市町村や児童相談所に連絡する旨、親に伝えていただくことが有効です。

・事件性がある場合(傷害・意識不明・致死等)は警察への通報も検討します

・年齢、月齢、日齢が低いほど虐待死のリスクは高まります

月齢0か月、日齢0日の乳児が数多く犠牲となっています。周産期から関係機関との連携も必要となります。

入院での対応の必要性

虐待は繰り返されます。入院させて対応するのが原則です。入院により子どもの安全の確保ができます。入院にあたっては子どもの具合がおもわしくないこと、詳しく検査が必要なことなどを述べて、入院が必要なことを納得してもらうのがよいでしょう。

児童相談所への一時保護

入院中あるいは外来に来た子どもに虐待が疑われる場合、子どもの生命・安全を確保するために、家に帰さないことが必要になります。そのために活用できる強力な制度に「一時保護」があり、児童相談所長がその責任と権限で、保護者及び子ども本人の同意を要さず、子どもを一時的に保護することが出来ます。また保護者が強く退院を希望し、医療機関のみでは退院を思いとどまることが出来ない場合は、児童相談所からの「一時保護委託」として入院を継続する方法もあります。

「一時保護」及び「一時保護委託」は、児童相談所長が必要性を判断し決定されます。医療機関が入院の必要性を判断した場合であっても、適用の有無は児童相談所が判断することになりますので、児童相談所と十分協議をしてください。

間違っただけで通告した場合どうなるのか

通告後の調査により、結果として通告した情報が正しくないことが明らかになった場合でも、故意に誤った通告を行ったのでなければ、刑事上も民事上も責任を問われることはありません。

診療録の書き方

医師の診療録(カルテ)は、児童虐待を疑ったときの証拠として、とても重要です。

診療録(カルテ)記載のポイント

(問診)

- ・話した言葉をそのまま記載する(誰が話したかはっきり分かるように)。
⇒親の説明内容と実際の傷が一致しない場合や、内容説明がコロコロ変わる場合も、親の言葉をそのまま記載しておく。

(身体所見)

- ・外傷や熱傷は、部位・大きさ・形・色・数などを詳しく記載する。
- ・治療を必要とするものだけでなく、治癒過程にあるものも記載する。
- ・外傷や熱傷はできるだけ写真を撮るようにする(定規など大きさの基準となるものと一緒に撮る)
- ・保護者には、「外傷の経過をきちんと診ていくために、写真で記録を取っておくことが大切なので」と説明すると良い。子ども本人への説明も、同様な内容で良い。

診断書について

- ・診療録(カルテ)に基づいて診断書(又は意見書)の作成を児童相談所から依頼することもあります。(その場合の診断書料については児童相談所の方で負担することも出来ます。)
- ・診療日時を記載する。(時間も正確に記録しておく。)
- ・家族の気になる言動についても、そのまま記載する。(診察中、子どもを心配することなく、携帯ゲームに熱中していたなど)
- ・虐待であると断定できるものは稀であり、診断所見に「虐待の疑いがある」とコメントすることは難しいものがあります。しかし、保護者からの事情聴取の中での食い違いや矛盾を医師の経験から記入してください。

(診断書・意見書の記入例)

診 断 書(意見書)

患者氏名 ○○○○ 生年月日○年○月○日生

住 所 島根県○○市○○町○丁目○-○

傷病名 ○○○○、△△△△

診断所見 平成○○年○○月○○日から○日間の入院加療を要す。

なお、上記傷病名については、親が言うように児童が自ら転倒しただけで、また、児童を抱えていて落としただけでできるものではない。

殴打の可能性が否定できない。

平成○年○月○日

○○医院(病院) 医師名